

第44回原子力災害対策本部会議
議事録

原子力災害対策本部事務局

第44回 原子力災害対策本部会議

平成28年12月20日

10:17～10:24

官邸4階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（案）（審議）

3. 内閣総理大臣あいさつ

4. 閉会

出席者一覧

本部長：	内閣総理大臣	安倍 晋三
副本部長：	内閣官房長官	菅 義偉
	沖縄基地負担軽減担当	
副本部長：	経済産業大臣	世耕 弘成
	産業競争力担当	
	ロシア経済分野協力担当	
	原子力経済被害担当	
	内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	
副本部長：	環境大臣	山本 公一
	内閣府特命担当大臣（原子力防災）	
副本部長：	原子力規制委員会委員長	田中 俊一
	内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）	麻生 太郎
	財務大臣	
	内閣府特命担当大臣（金融）	
	デフレ脱却担当	
	総務大臣	高市 早苗
	内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）	
	法務大臣	金田 勝年
	外務大臣	岸田 文雄
	文部科学大臣	松野 博一
	教育再生担当	
	厚生労働大臣	塩崎 恭久
	農林水産大臣	山本 有二
	国土交通大臣	石井 啓一
	水循環政策担当	
	防衛大臣	稻田 朋美
	復興大臣	今村 雅弘
	福島原発事故再生総括担当	
	国家公安委員会委員長	松本 純

海洋政策・領土問題担当

国土強靱化担当

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、防災）

内閣府特命担当大臣 鶴保 庸介

（沖縄及び北方対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、
科学技術政策、宇宙政策）

情報通信技術（IT）政策担当

経済再生担当 石原 伸晃

社会保障・税一体改革担当

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

一億総活躍担当 加藤 勝信

働き方改革担当

女性活躍担当

再チャレンジ担当

拉致問題担当

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） 山本 幸三

まち・ひと・しごと創生担当

行政改革担当

国家公務員制度担当

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当

丸川 珠代

内閣官房副長官 萩生田 光一

内閣官房副長官 野上 浩太郎

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 横畠 裕介

内閣危機管理監 高橋 清孝

配付資料一覧

議事次第

- 資料1 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（案）骨子
- 資料2 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（案）
- 参考資料 原子力災害対策本部構成員

○菅内閣官房長官　ただいまから、第44回原子力災害対策本部会議を開催をいたします。
本日の議題は、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」であります。

(議題)

○菅内閣官房長官　世耕大臣から説明をお願いします。

○世耕経済産業大臣　原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について、お手元の資料1を御覧ください。

福島の復興の加速に向けて、地元の御要望や与党の提言なども踏まえ、新たに基本指針の策定を行うことといたしました。基本指針のポイントについて御説明いたします。

1 ページ目、1. まず、避難指示の解除に向けては、引き続き、あらゆる施策を総動員して取り組んでいきます。除染や中間貯蔵施設の整備も復興の動きと連動して推進していきます。

また、帰還する方々及び当面帰還できない方々への生活再建支援策を拡充します。

2 ページ目、2. 帰還困難区域については、特定復興拠点の整備などを盛り込んだ福島特措法の改正法案を次期通常国会に提出します。

なお、特定復興拠点の除染等に要する費用の負担については、国の負担により行うものとしします。

2 ページ目、3. 新たな生活の開始に向けては、福島イノベーション・コースト構想の実現をはじめ、引き続き、取組を拡充していきます。

次のページ、3 ページ目、4. 事業・生業の再建に向けては、福島相双復興官民合同チームの中核組織を同法案に位置付けるなど、体制を強化します。

農林水産業については、営農再開支援を強化するとともに、風評被害対策を抜本的に強化します。また、適切な農林業の賠償が行われるよう、東京電力をしっかりと指導してまいります。

4 ページ目、5. 廃炉・汚染水対策については、引き続き、国は前面に立って、必要な対策を安全かつ着実に実施します。

5 ページ目、6. 最後に、国と東電の役割分担については、国は、東京電力の改革を前提として、託送料金の見直し、廃炉に係る資金を管理する積立金制度の創設など、必要な

制度整備を行います。

また、東京電力に対しては、国による復興への取組に対して、人的・資金的な貢献を行うよう求めます。

今回の基本指針に基づいて、地元ともしっかり対話をしつつ、政府一体となって福島復興を加速してまいります。

以上です。

○菅内閣官房長官 ただいまの説明について、御発言があります。

まず、今村復興大臣。

○今村復興大臣 この基本指針に基づき、復興庁としても先頭に立って、福島復興の加速に向けた取組を進めてまいります。

そのため、帰還困難区域に復興拠点を整備するための新たな制度の創設、官民合同チームの体制強化、福島イノベーション・コースト構想推進の法定化、風評被害払拭に向けた取組の強化などを盛り込んだ、福島特措法の改正案を次期通常国会に提出すべく、全力で取り組みます。また、併せて必要となる予算・税制についてもしっかりと措置してまいります。

引き続き、関係省庁は御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○菅内閣官房長官 次に、山本環境大臣。

○山本環境大臣 環境省としては、帰還困難区域における特定復興拠点の整備について、福島復興特措法など所要の法整備を受け、復興庁、内閣府等と協力して、必要な役割を果たしてまいりたいと思います。

除染や中間貯蔵施設整備の全体工程の効率化については、福島復興を加速する観点から、地元の御理解を得て、関係省庁の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。来年度には、環境省として、被災地の環境再生に関し一元的に取り組む体制を整備してまいります。

放射線による健康不安については、引き続き、リスクコミュニケーション等により適切

に対応してまいります。

東日本大震災からの復興に向け、引き続き誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。

○菅内閣官房長官 他に御発言のある方。

(なし)

○菅内閣官房長官 ないようです。

それでは、原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について、案のとおり決定することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○菅内閣官房長官 ありがとうございます。

ここでプレスが入ります。しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(内閣総理大臣あいさつ)

○菅内閣官房長官 それでは、総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣 本日、福島復興の加速のための基本指針を決定しました。これは、地元の御要望や与党提言を踏まえ、政策を具体化したものです。

今回の決定に従い、帰還困難区域における復興拠点の整備や官民合同チームの体制強化などに向け、必要な措置を盛り込むため、次期通常国会で福島特措法を改正する準備を進めます。

東京電力に対して非連続な経営改革を求め、その実施を前提として、費用の一部について広く需要家全体から回収する制度や、廃炉のための資金を管理する積立金制度を創設します。

関係閣僚は密接に連携し、一日も早い福島の復興・再生に向け、道筋を具体化していただきたいと思います。

○菅内閣官房長官 プレスの方は御退室願います。

(報道関係者退室)

○菅内閣官房長官 以上をもちまして、第44回原子力災害対策本部会議を終了させていただきます。

以上